# 行政不服審査会事務局組織規則 （平成二十八年総務省令第四十五号）

#### 第一条（事務局に置く課等）

行政不服審査会事務局に、総務課及び審査官一人を置く。

#### 第二条（総務課の所掌事務）

総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

* 一  
  会長の官印及び行政不服審査会印の保管に関すること。
* 二  
  局務の総合調整に関すること。
* 三  
  行政不服審査会の人事に関すること。
* 四  
  行政不服審査会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。
* 五  
  行政不服審査会所属の物品の管理に関すること。
* 六  
  公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
* 七  
  行政不服審査会の保有する情報の公開に関すること。
* 八  
  行政不服審査会の保有する個人情報の保護に関すること。
* 九  
  広報に関すること。
* 十  
  審査請求に係る事件についての調査審議に関すること（審査官の所掌に属するものを除く。）。
* 十一  
  前各号に掲げるもののほか、局務で審査官の所掌に属しないものに関すること。

#### 第三条（審査官の職務）

審査官は、命を受けて、審査請求に係る事件についての調査審議に関する事務を分掌する。

# 附　則

この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。